

公益社団法人佐久シルバー人材センター会員就業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐久シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 就業

(就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、協働の実をあげるものである。

(就業者の決定)

第3条 センターは、就業者の決定にあたっては、適正かつ公平な就業機会を提供するよう努めるとともに、発注者などの意向並びに会員の希望、経験、能力、技能、体力及び就業意欲などを勘案して、適材適所に就業できるように努めるものとする。

(就業期限)

第4条 センターは、会員に公平な就業の場を提供するため、原則として3年を越える長期就業の機会を与えることはできないものとする。

2 センターは、前項の規定にかかわらず、宿直業務、特殊技術業務や交代する会員がいないなど受託事業に支障をきたす場合は、当該継続会員の健康状態及び業務状況を調査審査し、発注先と協議のうえ、限度を超えて延長することができる。

(仕事の受注)

第5条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第6条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は作業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第7条 センターは、その受託した仕事の関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮すると共に、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(会員証の交付)

第8条 センターは、正会員に会員証を交付するものとする。

- 2 正会員は、交付された会員証を就業時、常に携帯しなければならない。
- 3 会員は、会員証の取扱いを慎重にし、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 会員証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに再交付願を事務局長に提出して再交付を受けなければならない。
- 5 会員証は、会員でなくなったとき、速やかに返納しなければならない。

(就業上の留意事項)

第9条 会員は就業にあたり相互に次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターまで届け出を行い、発注者に迷惑をかけないように努めること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第10条 会員が共同作業を必要とする場合は、第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中から連絡員を互選する。連絡員は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せ等につき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は身体や健康状態が異常となる等、若しくは事故が発生する等の不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、連絡員、センター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険及び損害保険

(傷害保険)

第11条 会員の就業中の死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」の約款の定めるところにより、保障されるものとする。

2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこと。

(損害保険)

第12条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額（一事故10,000円）は会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この規程に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。